# 「指定訪問看護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。 (大分市指定 第4460190418号)

# 1. 事業所

法 人 名	社会福祉法人 若草会
法人所在地	大分市大字野田 306 番地の 2
電話・FAX	電話:097 - 549 - 0012 FAX:097 - 549 - 5750
代表者氏名	理事長 安東 真英
設立年月	昭和 49 年 2 月 16 日

# 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所
事来/川 少 俚 頻	(令和2年4月1日指定 大分市4460190418号)
事業所の目的	指定訪問看護事業所の看護師が、支援を必要とされるお客様に対
争表別の日的	し、適切な指定訪問看護を提供させて頂くことを目的とします。
事業所の名称	創生の里訪問看護ステーション
事業所の所在地	〒870 - 0868 大分市大字野田 306 - 2
電話・FAX	電話:097 - 586 - 0066 FAX:097 - 586 - 0080
管理者氏名	佐伯 里香
水車茶売の	お客様の主治医との連携のもとに、看護師が家庭を訪問し、看護サ
当事業所の	ービスを提供することにより、在宅でも安心して療養生活が送れる
運営方針	様に援助します。
事業開始年月日	平成 10 年 4 月 1 日

	当法人では、次の事業もあわせて実施しています。
法人が行っている 他の事業	・特別養護老人ホーム創生の里
	<ul><li>・創生の里へルパーステーション</li></ul>
	・創生の里訪問入浴サービス
	<ul><li>・創生の里デイサービスセンター</li></ul>
	・ 創生の里短期介護宿泊施設
	<ul><li>グループホームふく福</li></ul>

### 3. 事業実施地域及び営業時間

実施地域	大分市及び由布市
営業日	営業日:月曜日から土曜日(祝日含む)
及び営業時間	時 間:午前8時30分から午後5時30分まで
	*日曜日・営業時間外等 相談に応じます。

電話等により、年中・24時間常時連絡が可能な体制であり、必要時には訪問活動を行います。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、お客様に対して指定訪問看護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非 常 勤
管理者 (看護師)	1名	
看 護 師	4名	1名

看護師 1名は管理者と兼務

#### 5. 訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度の他、医療保険制度で利用できる方もいます。 主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅医療が続けられます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネジャーにご相談下さい。 訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。(指示書費用はご利用者負担) 指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

訪問看護の提供方法・内容・利用料等の書面を作成して説明いたします。同意をされた時点から契約が成立します。

# 6. ご利用料金

# ○介護保険による訪問看護

介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は1~3割です。 ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

			訪問看護	介護予防	
		20 分未満	3,140 円	3,030 円	
		30 分未満	4,710 円	4,510 円	
		30 分以上 1 時間未満	8,230 円	7,940 円	
	基本	1 時間 30 分まで	11,280 円	10,900 円	
		・夜間早朝の場合	25%加算		
利用料金	加質	・深夜の場合	50%加算		
		・2 人以上での訪問(30 分未満)	2,540 円		
		(30分以上)	4,020 円		
		・90 分以上の訪問	3,000 円		
		• 緊急時訪問	6,000 円		
	加算	•特別管理 I • Ⅱ	2,500 円・5,000 円		
		・ターミナルケア	25,000 円		
		• 初回加算	3,000~3,500 円		
		• 退院時共同指導加算	6,000 円		
		・看護・介護連携強化加算	2,500 円		
		•看護体制強化加算 I • Ⅱ	5,550 円・2,0	00 円	

# ○医療保険による訪問看護

医療保険による訪問看護利用する場合は、保険の自己負担割合( $1\sim3$ 割)です。 申し込みの際に具体的に説明いたします。

	* 基本療養費(I)		
		1/週以内 1/週以降	5,550 円 6,550 円
利用料金	4	17.四以降	0,990 🗇
	基本療養費(Ⅲ) 外沒	白時	8,500 円
	・夜間・早朝訪問看護力	<b>加算</b>	2,100 円

	• 深夜訪問看護加算		4,200 円
	• 複数回数訪問加算	2 回/日	4,500 円
		3 回/日	8,000 円
	・緊急訪問看護加算		2,650円(月15回~2,000円)
	• 長時間訪問加算		5,200 円
	・乳幼児加算 1日につ	き	1,500 円
	• 複数名訪問看護加算		4,500 円
	* 管理療養費		
利用料金	月の初日訪	問	7,670 円
	2 日目以降		3,000 円
	・24 時間対応体制加算		6,520 円
	・特別管理加算		2,500 円・5,000 円
	• 退院時共同指導加算		8,000 円
	・特別管理指導加算		2,000 円
	・退院支援指導加算/長	·時間	6,000 円/8,400 円
	・在宅患者連携指導加算		3,000 円
	・在宅患者緊急時カンフ	ァレンス加算	2,000 円
	* 訪問看護情報提供療養費	•	1,500 円
	* ターミナルケア療養費		25,000 円
			•

[早朝 午前6時~午前8時 夜間 午後6時~午後10時 深夜 午後10時~午前6時]

## ○保険適応外

## (1) 交通費

介護保険による当事業所のサービス提供実地地域(大分市・由布市)へのサービス 提供の場合は無料です。

当事業所のサービス提供実地地域外・医療保険によるサービス提供の場合は、次の 金額を請求させていただきます。

10km まで	10km 以上 20km 未満	20km 以上
100 円	200 円	500 円

## (2) キャンセル料

お客様の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前日の午後5時までに事業所に申し出でください。当日になって利用の中止の申し出された場合はキャンセル料を請求させていただきます。

但し、お客様の急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

前日午後5時までに申し出があった場合	無料
当日の2時間前迄無料。それ以降の場合	1,000 円

#### (3) その他

- ・サービス実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の 負担となります。
- ・サービス実施に必要な衛生材料(基本的にはかかりつけの医療機関より支給) 介護用品はお客様でご準備をお願いします。相談に応じ、実費で準備いたします。
- ・エンゼルケアは10,000円で承ります。

# (4) 利用料金のお支払い方法

利用料金は1ヵ月ごとに計算し、翌月ご請求致します。以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. 金融機関口座からの自動振替 ご利用できる金融機関:お客様のお取引のある金融機関 ※振替手数料はかかりません。
- イ. 下記指定口座への振り込み 大分銀行医科大学前支店 普通預金 5075009 (名義) 社会福祉法人 若草会 理事長 安東 真英

### 7. 訪問看護サービスの内容

- ・ 病状・障害の観察、健康管理
- ・ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ 家族などの介護者の支援
- ・ 褥瘡や創傷の処置
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保健・福祉サービスなどの活用支援

# 8. ご利用にあたってのお願い

- ○保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に 変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- ○訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日 17:00 までにご連絡をお願いいたします。

連絡先 097 - 586 - 0066

# 9. サービス提供の記録等

- ○事業者は、一定期間毎に「訪問看護サービス計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況に関する「訪問看護サービス記録」等の書面を作成して、お客様に説明の上、交付します。
- ○事業者は、「訪問看護サービス記録」等の記録を作成終了後5年間は適正に保管し、 お客様の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

### 10. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情やご相談は面接、電話、書面などにより〔苦情、相談受付担当者〕が随時受け付けます。なお、第三者委員、市役所、国保連、ケアマネジャーに直接苦情や相談を申し出ることもできます。

《苦情•相談窓口》

《創生の里》	*創生の里訪問看護ステ 管理者 佐伯 電 話 FAX	里香
第三者委員	*安東 初代 *高橋 美佳 *工藤 和代	583 - 0724 583 - 2148 549 - 5525
大分市	*大分市長寿福祉課	534 - 6111
国保連	*国民健康保険団体連合	会 534 - 8470
運営適正化委員会	*大分県社会福祉協議会	558 - 0300

・苦情受け付け箱[ふれあい箱]が創生の里施設内に設置されています。

### 11. 緊急時における対応

(1) 指定訪問看護を実施中にお客様の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、 速やかに主治医等に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

### 12. 事故発生時の対応

- (1) 指定訪問看護を実施中に事故が発生した場合は、お客様のご家族、お客様に係わる居宅介護支援事業者、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を取ります。
- (2) 指定訪問看護を実施中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 13. 秘密保持について

- (1) 事業所及び事業所の職員は、正当な理由がない限り、サービスの提供に際して知り得たお客様及びお客様のご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業所は、事業所の職員が退職後、就業中に知り得たお客様及びお客様のご家族の秘密を正当な理由なしに漏らすことがないように配慮します。
- (3) 事業所は、サービス担当者会議等において、お客様の個人情報を又はお客様のご家族の個人情報を用いることがあります。

#### 14. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 事業所は、訪問看護サービスを適切かつ円滑にお客様に提供することを目的として、 個人情報を用います。
- (2) 事業所は、重要事項説明の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、お客様及びお客様のご家族に関する個人情報を用いる場合があります。
  - ・介護保険事業等の内容について関係する都道府県、市町村、その他委託を受けた 機関が情報提供や報告を求めた場合。
  - ・主治医・医療機関等が訪問看護サービス計画の内容について情報提供を求めた場合。
  - ・その他の居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・ご家族等が、サービス担当 者会議など、サービス提供上情報を用いる必要がある場合。
- (3) 事業所は、お客様に関する個人情報は適正に入手いたします。またお客様及びお客様 のご家族個人情報が含まれる記録物については、管理者の責任のもとに管理し、また、 処分の際にも第三者への漏洩を防止いたします。
- (4) 事業所は、お客様の個人情報の開示要求、また、個人情報の変更・利用制限・訂正・ 削除に関すること、個人情報の管理上の苦情・相談について、対応いたします。

- 15. 人権擁護、高齢者虐待防止について
- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、定期的に実施する研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の習得に努めます。
- (3)職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか利用者や家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

### 16. ハラスメントについて

ハラスメント対策の為、次に掲げる措置を講じております。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 職員は、ハラスメントを防止するための研修を受講し、事業所内で共有を図っています。

### 17. 業務継続計画策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定します。
- (2) 当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

# 指定訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

創生の里訪問看護ステーション

施設長	氏 名	安東	真英	
空田		lde lde	ш т.	Υ.Π.
管理者職名 主 任	氏 名	<u> 佐伯</u>	里香	<u> </u>
説明者職名	氏 名			印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供 開始及び個人情報の使用についても同意しました。

お客様住所		
	氏 名	印
お客様代理人住所		
	氏 名	印

この重要事項説明書は、厚生省令第37号 (平成11年3月31日) 第96条の規 定に基づき、お客様又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。 平成11年 3月 31日作成 令和 6年 6月 1日一部改正